

成原理」に基づく薬価に近づけるための、妥当性のある措置と解釈できる。

原価計算方式の技術的な特徴と問題点について概観する。製品製造原価における原材料費以外の費目は、統計調査に基づく業界の平均値であり、特に可変費用の算定に用いる製造経費率や製造企業の利潤の算定に用いる対売上高営業利益率は、上場企業を対象とした「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行) [3]に掲っている。また、厚生労働省の統計資料である「毎月勤労統計」「医薬品産業実態調査報告書」は未上場の中堅・中小企業もサンプルに入っているが、規模別に区分された平均値を算定の際に用いているかは明らかではない。

以上を踏まえ、薬価算定基準における価格決定方式を補装具の価格決定方式に反映させる際にどのような留意が必要となるか整理する<sup>10</sup>。

まず、「平均費用価格形成原理」を補装具の価格決定方式に採用することの実行可能性について考察する。薬価算定において「平均費用価格形成原理」の採用を可能にしている条件は、以下のように整理できる。

- (イ) 公的機関等による統計データによって業界平均値が簡便に利用可能であること。また製造販売企業には上場企業も多く、大企業を中心とした統計データを利用することの弊害は少ないとと思われること。
- (ロ) 薬剤処方に係る診療報酬データが集めやすく、全国的な流通市場が存在しているなど、定期的に薬価調査を行い、情報をアップデートしやすい環境が整えられていること。
- (ハ) 効能や処方など、使用者の効用に係る要素が客観的に定義でき、同一財との薬価比較が容易なこと。

こうした条件が、補装具に関して成り立つるかについては、以下のように整理できると考える。まず、補装具については、公的機関等による統計データが存在しないため簡便な業界平均値が利用できない。また、製造販売企業には未上場の中小企業が多いため、上場企業を主たる対象とした公的統計データを利用するることはなじまない。

次に、補装具は利用者の要望や状態に合わせて調整され、そのための費用は画一的ではない。また製品を実際に販売するまでに製造業者が利用者の元を訪ねて調整に当たる必要が多いことなど、製品の供給に至るまでの費用が多額に上ることがあるが、こうした製品供給にかかる費用を一律に考慮できる簡便な価格決定方式は補装具においてはなじまない。

さらに、使用者の要望や状態は客観的・画一的に定義や標準化することは困難であり、市場全体としての同一財（類似品）を特定することも困難である。

以上の考察を踏まえた上で、望ましい補装具の価格決定方式を構築する際に留意すべき事項について整理する。まず、製造販売企業の費目に関する個票データを定期的に収集・

---

<sup>10</sup> ここでは「義肢等の価格算定方式」のなかで、本体・完成用部品双方を対象としている。

分析する必要がある。全国の市場を網羅した統計データが存在しないため、「限界費用価格形成原理」「平均費用価格形成原理」のいずれに基づく価格算定を行う場合でも、製造販売企業の費目に関するデータを定期的に収集する必要がある。また、費用面での非効率性を助長せず、且つ会計知識に精通することを前提としない、製造販売企業の負担の少ない簡便な調査項目・方式を検討する必要がある。特に、開発費などの固定費用の扱いは大きなポイントになる。

次に、基本的に「限界費用形成原理」に基づいた価格算定方式が望ましいと考える。費目に関するデータが個別企業ベースで入手できるのであれば、経済学的により好ましい限界費用価格形成原理に基づく価格算定方式を採用すべきである。製造販売企業の多様性に配慮しつつも、業界全体としての費用効率性を担保するために、DEAなどの統計手法を用いた効率性分析を定期的に行い、その結果を価格算定のベンチマークとする必要がある。

さらに、「平均費用価格形成原理」による価格算定方式を適宜併用すべきと考える。小規模の製造販売企業が多く、注文生産や使用者の要望に合わせた少量生産を行うことが多いと思われる義肢等業界の企業においては、生産量が少なく、「平均費用>限界費用」となるような、規模の経済性が働く局面に置かれている企業も多々存在すると考えられる。収集したデータから個別企業の限界費用、平均費用を算出し、上記のような状況になっている可能性が高い場合、「限界費用価格形成原理」ではなく、「平均費用価格形成原理」を用いるのが望ましい。それに関連して、費用構造に応じて価格調整方式を切り替えるための、透明且つ明示的なルールづくりが必要である。

最後に、個別のケースに配慮した加算方式を整備する必要がある。画期性や有用性など、供給する製品の効用のみならず、遠隔地への供給のための輸送費・調整のための交通費など、補装具に特有の多様な費目構成を考慮した加算方式について、外国の事例等を参考にすべきであると考える。これについては、Lコードによって外国における製品分類とリンクすることで、類似した他の業界の平均値データを利用するなどの簡便な価格算定方法を提案できる可能性がある。

#### D.引用文献

- 1) 厚生労働省保険局長、「薬価算定の基準について」（保発 0210 第 4 号），  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken15/dl/tuuchi1-1.pdf>
- 2) 我澤賢之、山崎伸也、「補装具費支給制度の価格に関する課題抽出」、厚生労働科学研究費補助金「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」平成 24 年度分担報告書、2013.
- 3) 日本政策投資銀行設備投資研究所〔編〕、産業別財務データハンドブック Handbook of Industrial Financial Data 2013、(株)日本経済研究所、2013.

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
分担研究報告書

補装具費支給判定基準マニュアルの作成

研究分担者 横本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長  
 研究協力者 伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問  
 研究協力者 小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任  
 研究協力者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長  
 研究協力者 武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師  
 研究協力者 正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長  
 研究協力者 松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会

**研究要旨** 近年、補装具に対する障害者のニーズが多様化し、技術革新による新製品の開発や改良も活発に行われる中、身体障害者更生相談所（以下更生相談所）では、新製品に対する理解や高額、高機能な製品に対する社会的必要性の判断や、医学的見地からの必要性の判断等について、判定に困難をきたすケースが増加している。また、更生相談所における専門職等の職員配置については、地域差が生じており、全国的に標準化された判定業務を行うことは、困難な状況にあることが指摘されている。さらに、補装具費支給制度の基準解釈や理解についても各更生相談所による地域差、担当職員の職種や経験によっても差が生じているのが実態である。そこで、先行研究や活動から更生相談所の課題を抽出するとともに、補装具判定現場で実際に生じている疑義に対して公平・公正、標準的な判定の考え方を提示し、補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を是正し、円滑な判定に資する目的で「補装具費支給判定Q&Aマニュアル」を作成する。平成25年度は、151間からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成した。平成26年度に内容についてのアンケート調査を全国の更生相談所を行い、その結果をもとに修正を加える。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義肢の完成用部品の機能分類を活用して平成27年度には完成版マニュアルを作成する予定である。

#### A. 目的

補装具費は公費で賄われることから更生相談所の補装具費支給判定は、地域差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。更生相談所における補装具判定の考え方や費用算定の根拠の基本となるのは厚生労働省が通知、告示する「補装具費支給事務取扱指針について」（以下取扱指針）、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費事務取扱要領」（以下取扱要領）、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下基準）である。ただし、

その解釈や理解についても各更生相談所による地域差、担当職員の職種や経験年数によっても差が生じているのが実態である。

そこで、補装具判定現場で実際に生じている疑義に対して公平・公正、標準的な判定の考え方を提示し、補装具判定における基準解釈の違い、地域格差を是正し、円滑な判定に資する目的で「補装具費支給判定Q&Aマニュアル」を作成する。

## B. 方法

### B-1. 補装具費支給制度における課題の抽出

先行研究、調査、活動等における取扱指針、取扱要領、補装具費支給基準に対する意見、課題の抽出を行う。ここで言う先行研究、調査、活動とは次の3つである。

- ① 特例補装具判定困難事例集：平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト（テクノエイド協会）
- ② 全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会によるQ&A（平成23-25年度）
- ③ 補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究：平成24年度障害者総合福祉推進事業（テクノエイド協会）

上記で得られた研究結果、活動結果等から取扱指針、取扱要領、基準に対する意見、課題の抽出を行う。特に②の補装具判定専門委員会は平成23年度から活動を開始した全国身体障害者更生相談所長協議会内の組織（事務局：宮城県リハビリテーション支援センター）である。全国の更生相談所から補装具判定にかかる質問を随時受け付け2週間以内に回答を返す活動をおこなっている。Q&Aはこれまでに140問以上が蓄積されており、補装具判定専門委員会に寄せられた現場の疑義の内容、アイデアを中心に加工、修正して、更生相談所の補装具判定に役立つものに再編する。

### B-2. ワーキンググループによる検討

補装具に関する各分野の有識者、多職種から構成されたワーキンググループにより「補装具費支給判定Q&A暫定版」の内容を検討する。以下が筆者以外のワーキンググループのメンバーおよび所属（職種）である。

ワーキンググループ（研究協力者）

- 横浜市リハビリテーション事業団顧問  
伊藤利之（医師）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター  
小川雄司（義肢装具士）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター  
高岡 徹（医師）
- 宮城県リハビリテーション支援センター

武田輝也（理学療法士）

- 大阪府障がい者自立相談センター所長  
正岡 哲（医師）
- 一般社団法人日本車椅子シーティング協会  
松野史幸（リハ工学技師）

ワーキンググループの各自が補装具の各種目を専門的な見地から担当し、Q&Aの内容を検討、さらに新作問題を作成する。

（倫理面への配慮）Q&Aには個別の商品名、事例などの個人情報を省き、倫理面に配慮している。また、利益相反に関係する企業はない。

## C. 結果

### C-1. 補装具費支給制度における課題抽出

先行研究、活動からは9つの課題が抽出された。それを制度の理解と判定における課題に分けて表に示す（表1）。

表1 補装具費支給制度の課題

- |  |
|--|
| 1) 制度の理解   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準解釈が更生相談所によって異なる。</li> <li>• 更生相談所が判定にかかる細かい算定方法などで解釈に困っている。</li> <li>• 市町村によって支給決定の判断が異なる。</li> <li>• 補装具のことを理解するマニュアルが欲しい。</li> <li>• 更生相談所、市町村、製作業者で支給制度の統一した理解が必要である。</li> </ul> |
| 2) 判定について  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 更生相談所によって判定困難と感じる地域差がある。</li> <li>• 文書判定では情報不足が原因で判定困難事例が生じている。</li> <li>• 高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多い。</li> <li>• 医師意見書の記載不備が多い。</li> </ul>  |

1) 特例補装具判定困難事例集：平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトからは以下の課題が得られた。

- ① 更生相談所によって判定困難と感じる地域差がある。

② 文書判定など情報不足が原因で判定困難事例が生じている。

③ 高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多い。

同じ事例内容でも更生相談所によっては判定困難と感じないなど、更生相談所の判定力の地域差が伺えた。高額な製品、児童補装具の判定困難事例が多くかったのは全国共通の課題である。

2) 全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会によるQ&A（平成23-25年度における活動実績）からは以下の課題が得られた。

④ 基準解釈が更生相談所によって異なる。

⑤ 更生相談所が判定にかかる細かい算定方法などで解釈に困っている。

特に車椅子、電動車椅子の機能加算に係る解釈、細かい算定方法の質問が多くあった。これは平成22年度から車椅子、電動車椅子の修理基準が機能ごとに細分されたことが原因である。

3) 補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究：平成24年度障害者総合福祉推進事業からは以下の課題が得られた。

⑥ 補装具のことを理解するマニュアルが欲しい。

⑦ 医師意見書の記載不備が多い。

⑧ 市町村によって支給決定の判断が異なる。

⑨ 更生相談所、市町村、製作業者で支給制度の統一した理解が必要である。

制度の理解が更生相談所職員の職種、経験年数によって異なり、また、市町村担当者、業者、中間ユーザーでも同様のことが言える。補装具費支給制度の共通理解を図るためにマニュアルが必要であることが改めて確認できた。

## C-2. ワーキンググループによる検討結果

ワーキンググループ検討会議は平成25年11月23日、平成26年2月22日の2回開催し、随時メール会議でQ&Aの検討を行った。本研究で作成するマニュアルのQ&Aは補装具判定専門委員会に寄せられた現場の疑義の内容、アイデアを中心に加工、修正して、更生相談所の補装具判定に役立つものに再編したものである。平成23～25年

度における補装具判定専門委員会の活動で蓄積されたQ&A140問が制度の理解等の一般的な質問75問、更生相談所に特有な費用の算定基準に関する質問40問、その他個別商品・事例25間に分類できた。このうち個別商品・事例に関するQ&Aを削除した115問を簡潔に作り直した。また、不足していると思われる事項のQ&A35問をワーキンググループで新規に追加作成し、結果的に151問で構成した。

その構成は、車椅子が29問、指針等基準解釈が23問、座位保持装置19問、装具17問、児童補装具15問、電動車椅子10問、義肢9問、意思伝達装置8問、補聴器等8問、歩行器7問、難病6問からなる（図1）。

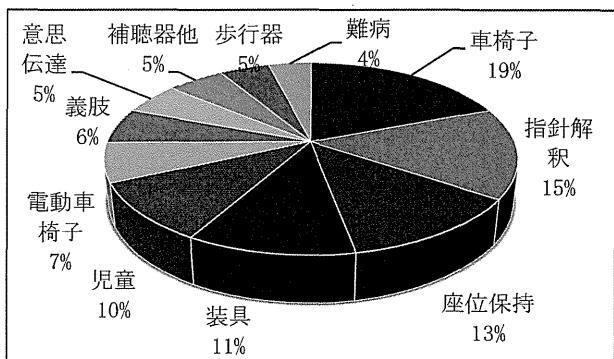


図1 補装具費支給判定Q&Aの構成

## C-3. 実際のQ&A例

以下に指針、各種目、児童補装具および難病についてのQ&A14例を示す。

例1) 指針第1 基本的事項 1補装具費支給の目的について

Q 身体障害児の立位・歩行訓練にあたって用いられる補装具について、治療・訓練用のものと将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるもの（療育用）とは、どのように区別して考えればよいでしょうか？

A 治療・訓練用のものは、医療現場で医師の管理下において治療効果が期待できる段階のものと考えられます。療育用のものは、適応や成長対応等を考慮して有用性と安全性が確認され、日常生活や就学・就労の場で継続的な利用が見込まれることが明らかとなった場合に適用されるものと考えます。その場合は、障害者総合支援法に

による補装具費の支給を検討することになります。

例2) 指針第2 具体的事項1(2)特例補装具費の支給について

Q 真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。

A 補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められないものです。特例補装具における「真にやむを得ない」要件とは、その用具、機能がなければ日常生活、就学・就労が困難であるかどうか、その用具を使わぬことでの痛みや褥瘡、変形が発生するリスクが高いなど、医学的な問題が生じる可能性を踏まえて判断するとよいでしょう。

例3) 指針第2 具体的事項1(4)補装具費の支給対象となる補装具の個数について

Q 健康管理を目的として、プール用の2個目の義足が認められるでしょうか？

A 公費で支給する補装具でスポーツ用など運動時に使用するものが認められるのは、スポーツを行うことまたは教えることを職業（職業的活動を含む）としている者に限られます。プールに通うことで健康管理していることは理解できますが、プール専用のものを認めることは適当ではありません。

例4) 指針第2 具体的事項1(7)差額自己負担の取扱いについて

Q 差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

A 例えば車椅子が必要なことは確かですが、さらに車椅子のデザイン性を重視したために基準額を超えるものと希望することになった場合などがあげられます。

この場合、当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。補装具自体の必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません。

例5) 指針第2 具体的事項1(8)介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

Q 介護保険では貸与できない既製品の車椅子が必要な場合、補装具として支給が可能でしょうか？

A 利用する制度として介護保険が優先されるなか、介護保険では貸与できない高機能性、耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子、電動車椅子の場合は、既製品であっても補装具として認めることは可能です。

例6) 種目別：義肢

Q 高機能・高額な膝継手の希望者について判定の進め方を教えてください。

A これまで使用してきた膝継手の機能を十分使いこなしていることが最低の条件となります。その上で、日常生活や就労などで対応できない動作があることが確認できれば、より高機能・高額な膝継手を支給する余地があります。その際には、複数の膝継手のデモ機を用意して比較検討し、試用体験を経て慎重に判定することが望まれます。

例7) 種目別：車椅子

Q 基準に示すレディメイド車椅子とはどのような車椅子なのか考え方を教えてください。

A 基準に示すレディメイド車椅子すなわち基準額の75%で取り扱う車椅子とは、バックサポート、アームサポート、レッグサポート等の調整機能が装備されていない標準的な構造の車椅子のことです。カタログにある既製品だから全てレディメイドの算定方法（基準額の75%扱い）で扱うということではありません。

例8) 種目別：電動車椅子

Q 基準額を超える高額・高機能な電動車椅子の判定の考え方を教えてください。

A 身体状況、障害が進行するか固定なのか、使用環境、使用目的、使用頻度などを十分に把握する必要があり、基本的に直接判定が望れます。デモ機の試用などを経て他の製品との比較検討の上、最終的にその製品でなければならない仕様、サイズ、機能、使用しないことによる不利益等を十分に勘案して判定します。必要性を認める場合は特例補装具として扱います。希望する製品までの必要性がなく、基準額内の製品で対応可能と判断した場合に基準額までを支給し、差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。

## 例9) 種目別：座位保持装置

Q 座位保持装置の複数支給はできるでしょうか？

A 補装具の個数は、原則として1種目につき1個です。座位保持装置の場合も身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2台とすることができます。住環境、送迎の手段などを勘案して1台で対応できないかを検討した結果、例えば自宅用に木製構造フレームの座位保持装置、学校用または通所先用として移動機能も兼ねた金属製の構造フレームの2台が支給される場合が考えられます。

## 例10) 種目別：歩行器

Q 車椅子と歩行器の併給は可能でしょうか？

A 車椅子の支給対象は歩行障害があつて義肢・装具等の他の補装具によつても移動が困難な者とされていますが、環境因子によつて歩行能力は左右されます。例えば、歩行器を使用することで屋外は無理でも自宅内の移動は何とか可能な者であつて、ほぼ毎日のように外出の機会がある場合は、室内移動用に歩行器、屋外移動用に車椅子を併給することがあり得ると考えられます。

## 例11) 種目別：重度障害者用意思伝達装置

Q iPadでスイッチ操作を行う場合、重度障害者用意思伝達装置として支給は可能でしょうか？

A iPadで「スイッチコントローラー機能」やスイッチインターフェースを利用して、スイッチでの走査入力によるメールやアプリケーションの操作が可能となっています。iPadは汎用機器であり専用機器には該当しないため、補装具としての支給はできません。

## 例12) 種目別：補聴器

Q 補装具として支給対象となる補聴器は高度難聴用と重度難聴用です。90dB、50dBの6級の方、60dB台でも語音明瞭度検査で4級に認定されている方は聽力としては中度難聴用補聴器レベルですがどのように対応するのでしょうか？

A 70dB未満の聽力者であつても手帳認定を受けている限り、耳鼻科医が必要性を認めれば高度難聴用補聴器を支給することは差し支えありません。

## 例13) 児童補装具

Q 訓練室だけで使用する歩行器や起立保持具を補装具として支給できますか？

A 訓練の時間帯だけ使用するのであれば、訓練施設が備品として用意すべきです。生活や学校の場面で使用する必要性があると判断した場合は補装具として支給することも考えられます。支持機能を加算した歩行器の基準額、起立保持具の基準額では対応できない製品の申請も多いと思われます。高額な既製品を希望する場合は差額自己負担での対応を検討するか、個別に真の必要性を認める場合は特例補装具として扱います。

## 例14) 難病の考え方

Q 難病を原因とする聴力低下があつて手帳を取得していない方へはどのように対応したらよろしいでしょうか？

A 聽覚障害の身障手帳を取得していない難病患者等の補聴器判定にあたっては、高度難聴と同程度以上の症状であるなら支給決定が可能であるとされています。これまでと同じように考え、難病患者等で90dB、50dBの6級相当、60dB台でも語音明瞭度検査で4級相当の場合でも、耳鼻科医が必要性を認めた上で高度難聴用補聴器を支給することは可能です。

## D. 考察

補装具費の支給は公費で賄われることから、更生相談所による補装具費支給判定は、全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。厚生労働省は、補装具判定にあたっての指針、取扱要領、基準を示し、全国の更生相談所では内規、判定の手引きなどを作成し、各自治体独自の判断基準はあるものの概ね国が示すとおりの基準、考え方で判定が行われている。しかし、指針、取扱要領、基準の解釈については、自治体間、職種、経験年数等で格差があるのが実態である。格差を少なくするには、全国レベルでの研修会、情報の共有化、補装具費支給に関わるマニュアル作成などが望まれる。補装具判定専門委員会では、これまで3年間にわたり、現場で生じた補装具判定に関する多数の疑義にタイムリーに応えてきた。本研究で作成するマニュアルの中核は、それら

を集約してエッセンスを簡潔に整理し直したものとも言える。全国の補装具費支給判定の地域格差を是正するのがねらいであり、今後、その効果を検証していきたい。

#### E. まとめ

平成25年度の本研究では、指針、取扱要領、基準の理解、考え方の平準化を促す目的で「補装具費支給判定Q & A」（暫定版）を作成した。平成26年度に内容についてのアンケート調査を全国の更生相談所に行い、その結果をもとに修正を加える。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品である膝継手、足部の機能分類を活用して盛り込む。更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に完成版マニュアルを作成する予定である。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 1) 横本 修：最近の義肢治療 一本義肢処方の立場  
からー. Jpn J Rehabil Med, 50、No8、635–638、  
2013
- 2) 横本 修：障害者自立支援法における筋電義手の  
支給と課題. 日本職業・災害医学会雑誌、第 61  
巻 第 5 号、305–308、2013

##### 2. 学会発表

- 1) 横本 修：更生相談所からみた補装具費支給制度の  
課題. 第1回補装具の適切な支給実現のための制度・  
仕組みに関する研究会. 所沢、2014、2月

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
分担研究報告書

**機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備**

研究分担者	石渡利奈	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長
研究分担者	山崎伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具技術研究部 主任義肢装具士
研究分担者	我澤賢之	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 研究員
研究協力者	相川孝訓	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 非常勤研究員

**研究要旨** 本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。今年度は、システム構築の第一段階として、手続きの効率化、正確性の向上を目的として、Microsoft Excel を用いた電子申請様式（様式 A-1～8、様式 B-1～2 様式 C-1）を作成した。本様式を用いた申請手続きについて、申請業者、事前審査担当者を対象に、アンケートを実施した結果、Microsoft Excel を用いた電子化により、効率化、正確性の向上を図ることができたことが確認された。一方、課題として、多様な作業環境への配慮、ユーザビリティの向上、記入要領の改良等の必要性が示唆された。また、手続き全体については、説明会が重要視されていることが明らかになり、今後、機能区分を導入していく段階では、説明会に重点を置いた対応を取っていくことが有用と考えられた。

#### A. 目的

本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。今年度は、システム構築の第一段階として、手続きの効率化・正確性の向上を目的として、電子申請様式を作成した。また、本様式を用いて申請手続きを実施し、手続きに関するアンケート結果を基に、課題を抽出した。

電子申請様式の作成に関しては、平成 23/24 年度に実施した完成用部品指定申請に関する課題の調査結果<sup>1)</sup>等を参考にした。これまでの指定申請の課題として、申請時の入力、事前審査時の分析作業等に

おける非効率性、不正確性が指摘されてきたため、今回の様式作成では、Microsoft Excel を用い、申請関連情報を申請業者が電子ファイルに入力し、入力されたデータを事前審査者が分析することで、申請・事前審査の効率化、正確性の向上を図ることとした。

#### B. 方法

##### B-1. 電子申請システムの作成

Microsoft Word を用いた従来の申請様式（平成 24 年度までの指定申請で使用、以下、旧様式）を基に、Microsoft Excel を用いた電子版の申請様式（以下、新様式）を作成した。新様式では、新様式への移行

に伴い、旧様式の内容を見直し、様式の統廃合を行った。なお、Microsoft Excel では、バージョン毎にセルサイズが異なり、同じファイルを用いると印刷用のフォームの体裁が整わないため、各バージョン（2003/2007/2010/2013）毎の様式を作成した。

各様式は、工学的試験評価、臨床評価、価格調査に関する事前審査担当者が、関係する様式の内容を見直しつつ作成した。また、記入要領の改訂、記入例の作成も行った。

新様式では、一部様式を除き、入力用フォーム（図1）と出力用フォーム（図2）を分けて作成し、入力用フォームにデータを入力すると、リンクを張った出力用フォームに反映され、印刷用の様式が自動生成されるようにした。また、データ入力の効率化、正確性の向上を図るため、一部のフォームで、プルダウン式/ラジオボタン式の入力方法を採用した。

#### B-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

申請受付開始にあたり、申請業者を対象とした説明会を平成25年7月23日に実施した。説明会では、参加者に申請関係資料一式（記入要領、様式、記入例、参考資料）を収録したCD-Rを配布し、事前審査担当者が新様式についての説明を行った。

また、ホームページ上に申請関係資料を掲載し、関係者がダウンロードできるようにした。

資料配布後、平成25年9月30日を締切として、申請受付を開始した。受付締切後、提出されたMicrosoft Excel ファイルの様式を用い、事前審査を行った。

#### B-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請受付終了後、今年度申請のあった25社を対象に、申請手続きに関するアンケート（以下13項目、自由記述）をE-mailにて実施した。また、事前審査担当者を対象に、事前審査手続きに関するアンケート（課題や提案についての自由記述）を実施した。

#### アンケート項目

- 1 ブック1
- 2 ブック2
- 3 ブック3

- 4 記入例について
- 5 記入要領について
- 6 添付資料（会社資料、インボイスなど輸入関係資料など）について
- 7 電子媒体への保存方法、ファイル名変更等について
- 8 ホームページからのダウンロードについて
- 9 説明会について
- 10 参考資料について
- 11 問い合わせについて（[youbou@rehab.go.jp](mailto:youbou@rehab.go.jp)）
- 12 その他
- 13 入力可能なMicrosoft Excel のバージョンについて

### C. 結果

#### C-1. 電子申請システムの作成

表1、表2に、旧新/新旧様式の対応を示す。

手続きの簡略化のため、旧様式8「義肢装具等完成用部品の変更・削除に関する申請書」、13「義肢装具等完成用部品の価格変更申請書」を新様式B-1「義肢装具等完成用部品の変更・削除に関する申請書」旧様式9「完成用部品（品番等変更）一覧」、10「完成用部品（削除）一覧」、14「完成用部品（価格変更）一覧」を新様式B-2「完成用部品（品番等変更）一覧」として統合した（表2）。

また、昨年度までの手続きでは、提出するサンプルの返却希望がある場合に、旧様式11「義肢装具等完成用部品の申請部品返却希望について」の提出を求めていたが、当該年度からの申請では、全てのサンプルについて原則返却することとし、様式11を廃止した（表1）。

#### C-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

説明会は、69社に案内を出し、うち41社の参加登録があった（参加登録率：59%）。

申請手続き実施の結果、H25年度は、新規申請215件（義肢74件、装具42件、座位保持装置99件）、変更削除申請481件、既収載輸入部品の価格根拠申請1208件、計1904件の申請が受付された。

図2 出力フォームイ

A	B	C	D
記載項目	記載内容		説明
様式A-1、B-1			
年(平成)	25		
記入日 月	10		
日	1		
事業所名	国リハ製作所		
代表者名	山田 太郎		
担当者名	鈴木 花子		
所在地 〒	359-0000		
住所	埼玉県所沢市並木0-0		
電話	04-2995-0000		
FAX	04-2995-1111		
E-mail	kokuriha-seisakujo@rehamail.com		
様式A-8			※以下、返却先が自動入力の内容と異なる場合は、正しい返却先を記入して下さい
E-mail	kokuriha-seisakujo@rehamail.com		
返却時連絡先 電話	04-2995-0000		
担当者名	鈴木 花子		
希望する返却方法 着払いにて返送	359-0000		【選択して下さい】
住所	埼玉県所沢市並木0-0		
宛名	鈴木 花子		
電話	04-2995-0000		
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

図1 入力フォームイメージ

図1 入力フォームイメージ

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC
様式A-1																												
義肢装具等完成用部品の指定申請書																												
平成 25 年 10 月 1 日																												
厚生労働大臣 殿 (障害者福祉審査会審議長 稽首)																												
障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第24項の規定に基づく補装具の種目、 購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る義肢、義具及び座位保持装置(以下 「義肢装具等」という。)の完成用部品に指定されるよう、次のとおり関係書類を添えて申請しま す。																												
なお、部品概要については、情報公開して差し支えありません。 																												
事業所名 国リハ製作所																												
代表者名 山田 太郎 印																												
担当者名 鈴木 花子																												
〒 359-0000 所 在 地 埼玉県所沢市並木0-0																												
電話番号 04-2995-0000 FAX番号 04-2995-1111																												
電子メールアドレス kokuriha-seisakujo@rehamail.com																												
国リハ製作所																												

表1 旧新様式対応表

旧様式	様式名	新様式
様式 1	義肢装具等完成用部品の指定申請書	様式 A-1
様式 2	申請部品一覧	様式 A-2
様式 3	申請部品に係る価格根拠（新規ならびに価格変更申請の場合、記入）	様式 A-3
様式 4	部品概要	様式 A-4
様式 5	工学的試験評価概要	様式 A-5
様式 6	フィールドテスト結果	様式 A-6
様式 7	フィールドテスト被験者リスト	様式 A-7
様式 8	義肢装具等完成用部品の変更・削除に関する申請書	様式 B-1
様式 9	完成用部品（品番等変更）一覧	様式 B-2
様式 10	完成用部品（削除）一覧	様式 B-2
様式 11	義肢装具等完成用部品の申請部品返却希望について	—
様式 12	補装具等完成用部品申請のために提出頂いたサンプルの返却について	様式 A-8
様式 13	義肢装具等完成用部品の価格変更申請書	様式 B-1
様式 14	完成用部品（価格変更）一覧	様式 B-2
様式 15	既収載輸入部品に係る価格根拠（価格変更申請部品を除く）	様式 C-1

表2 新旧様式対応表

新様式	様式名	旧様式	新規申請	変更・削除申請※1	輸入品の価格根拠申請	備考
様式 A-1 (ブック 1)	義肢装具等完成用部品の指定申請書	様式 1	○			申請業者毎に 1 ファイル
様式 A-2 (ブック 1)	申請部品一覧	様式 2	○			申請業者毎に 1 ファイル
様式 A-3 (ブック 2)	申請部品に係る価格根拠	様式 3	○	△※2		部品毎に 1 ファイル
様式 A-4 (ブック 2)	部品概要	様式 4	○			部品毎に 1 ファイル
様式 A-5 (ブック 2)	工学的試験評価概要	様式 5	(○) ※3			部品毎に 1 ファイル
様式 A-6 (ブック 2)	フィールドテスト結果	様式 6	(○) ※4			部品毎に 1 ファイル
様式 A-7 (ブック 2)	フィールドテスト被験者リスト	様式 7	(○) ※4			部品毎に 1 ファイル
様式 A-8 (ブック 1)	補装具等完成用部品申請のために提出頂いたサンプルの返却について	様式 12	(○) ※5			申請業者毎に 1 ファイル
様式 B-1 (ブック 1)	義肢装具等完成用部品の変更・削除に関する申請書	様式 8、13		○		申請業者毎に 1 ファイル
様式 B-2 (ブック 1)	完成用部品（品番等変更）一覧	様式 9、 10、14		○		申請業者毎に 1 ファイル
様式 C-1 (ブック 3)	既収載輸入部品に係る価格根拠	様式 15			○	部品毎に 1 ファイル

※1 区分変更、メーカー名変更、品番変更、価格変更、削除申請。※2 価格変更申請を伴う場合。※3/4 工学的試験評価/フィールドテストが必要な場合に提出。※5 サンプルの提出がある場合に提出。

### C-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請業者を対象としたアンケート実施の結果、25社中12社から回答が寄せられた（回答率48%）。結果を表3に示す。

今回の様式の電子化に関する評価として、目的とした効率化、正確性の向上については、「エクセルに変更されていて記入しやすかった」、「プルダウンについていて作業効率が良かった」、「リンクがあり、記入しやすかった」、「作業量が減り、ミス防止もでき、効率よく進められた」、「セルがリンクされているので、従来よりも大幅に入力の手間が省け大変良かった」、「同じ内容を複数書類へ記載する必要がなくなり、時間と手間が大幅に減少した」、「記載ミスなどのケアレスミスも防ぐことができた」等のポジティブな評価が寄せられた。

一方で、ユーザビリティの課題として、入力の問題（表が大きく全体が見えにくい、枠が小さい）、出力の問題（入力フォームでそのまま記入すると、出力ページでスペースが不足したり、読みにくくなったりする。印刷に適した体裁の調整が難しい）等が指摘された。

なお、手続き全体として、ホームページからのダウンロード、問い合わせ、説明会等については、比較的好評価だが得られた。説明会については、「参加できなかった場合には、作業にかなり支障があると予想される」との意見があり、複数回/開催地の拡大、開催時期の繰り上げ等の要望が寄せられた。

事前審査担当者を対象としたアンケート結果を表4に示す。主な課題として、部品概要等、意図した内容や方法で記載されていないケースが指摘された。また、写真のファイルサイズの指定等、審査準備をより効率的に行う上で、改良すべき点が指摘された。さらに、サイズ違いを含む申請の場合、実際のフィールドテストでは、何を使って評価しているかなど、より詳細な情報が必要であることが示唆された。

なお、設問13で、使用しているMicrosoft Excelのバージョンの調査をしたところ、申請業者、事前審査担当者とも、使用しているバージョンが多様であった。今回、印刷時の体裁の崩れを少なくするために、バージョン毎の様式を用意したが、事前審査作

業時にバージョンを混ぜて使用すると、パソコンが安定して動かなくなる等の課題も生じた。また、Microsoft Excel 2003では、列数の制限のために、作業に支障が生じた。

### D. 考察

従来のMicrosoft Wordを用いた様式から、Microsoft Excelを用いた様式に変更して手続きを行った結果、申請業者から、「プルダウン式の入力、セルのリンク等の機能が利用可能になったことで、入力時の作業量や記載ミスの減少につながった」とのフィードバックが得られた。このことから、今回の電子化の目的とした効率化・正確性の向上は、概ね達成されたと考えられる。

一方で、パソコンやディスプレイのスペックにより、作業がしにくいケースがあること、入力フォームと出力フォームが分かれていることで、印刷用の体裁調整が難しいケースがあること等が報告され、多様な作業環境への配慮と、さらなるユーザビリティの向上の必要性があることが示唆された。

また、事前審査担当者からは、作業上の課題が指摘されるとともに、事前審査担当者側の意図が、申請業者側に充分に伝わっていないケースが指摘され、様式、記入要領の改良が望まれた。

以上により、今回明らかになった各様式の課題に基づいて様式を修正するとともに、事前審査担当者側の意図が伝わるよう、記入要領をより詳細にしていく必要性が示された。様式の改良においては、入力フォームと出力フォームを分けた現方式の見直し等も検討する必要性があると考えられる。

今回の手続きの実施とフィードバック結果から、Microsoft Excelを用いたシステムの電子化では、従来のシステムに比べて、効率化、正確性の向上が図れることが示唆された。一方で、システムのプラットフォームとして、Microsoft Excelを使用する以上、印刷上の体裁調整の難しさは避けられず、ユーザビリティ等の改良には、限界がある可能性が示唆された。以上より、今後、Microsoft Excelを用いたシステムの改良と並行して、Microsoft Excel

に依存しない方式での電子申請システムの在り方も検討していくことが望まれる。

手続き全体については、手続き作業上、参加登録率の高さやアンケートでのフィードバックから、説明会が重要視されていることが明らかになった。今後、機能区分を導入していく段階でも、申請業者側の充分な理解を促進する上で、説明会に重点を置いた対応を取っていくことが有用と考えられる。

#### E. まとめ

機能区分を活かす完成用部品申請手続きシステム構築の第一段階として、Microsoft Excel を用いた電子申請システムを作成した結果、効率化、正確性の向上を図ることができた。一方、課題として、多様な作業環境への配慮、ユーザビリティの向上、記入要領の改良等の必要性も示唆された。手続き全体については、説明会が重要視されていることが明らかになり、今後、機能区分を導入していく段階では、説明会に重点を置いた対応を取っていくことが有用と考えられる。

なお、今回のフィードバックの結果から、Microsoft Excel では、ユーザビリティ等の改良には、限界があると考えられ、今後、現システムの改良と並行して、Microsoft Excel に依存しない方式での電子申請システムの在り方も検討していくことが望まれる。

#### F. 研究発表

##### 1.論文発表

なし

##### 2.学会発表

1) Rina Ishiwata: Research Trend and Standardization of Prostheses and Orthosis.  
Human Science and Biomedical Engineering for QOL,  
Tokyo Metropolitan University Symposium No. 12,  
Hachioji, 2014, March

#### G. 参考文献

1) 相川孝訓、山崎伸也、我澤賢之：補装具費支給制度の課題抽出(1)、(2). 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業「利用者のニーズに

基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究  
平成 23～24 年度総合研究報告書. 61-92、2013

表3 申請業者を対象としたアンケート結果

項目		感想 (+)	感想 (-)	その他要望
1 ブ ック 1	目次	・エクセルに変更されていて記入しやすかったです。 ・記入する側としては問題ありません。		・新規申請部品の様式 A-3 から A-7 は、部品点数によっては頁数が膨大になるため、申請番号毎に頁数を記載する方が、見やすいのではないかと感じます。
	【入力用】入力用フォーム 様式 A-1、B-1	・エクセルに変更されていて記入しやすかったです		
	様式 A-8			
	【入力用・出力用】様式 A-2 (申請部品一覧)	・プルダウンについていて作業効率が良かったです	・今回弊社では問題ありませんでしたが、区分が複数の部品では、印刷時に2枚に收まりきらない、もしくは文字が非常に小さくなつて確認が困難になるのではないかと感じます。	・区分が異なる製品は名称、型式、平均価格等が異なりますので、申請番号自体を変えた方が、分かりやすいのではないかと思います。 ・出力サイズは、A3よりもA4のほうがよい。メーカー名、部品番号、部品名など基本的な情報は一か所に入れて他の書類にも全部に反映できるとよい。
	【入力用・出力用】様式 B-2 (変更申請一覧)		・今回弊社では問題ありませんでしたが、区分が複数の部品では、印刷時に2枚に收まりきらない、もしくは文字が非常に小さくなつて確認が困難になるのではないかと感じます。	・備考欄の変更についての項目が必要です ・また、区分が異なる製品は名称、型式、平均価格等が異なりますので、申請番号自体を変えた方が、分かりやすいのではないかと思います。 ・備考の変更欄がありませんでしたので、次回は追加いただけると申請しやすくなると思います。
	その他 (出力用等)			
2 ブ ック 2	【入力用】入力用フォーム 基本情報	・エクセルで、リンク貼り付けも出来ておらず、記入しやすかったです。 ・基本情報については特にありません。	・表自体が少し大きく、小さいモニターだと記入が大変な部分もありました ・入力フォームの行数が非常に多い	・通貨部分もプルダウンでいいのでは? ・様式毎に分けてある方が入力しやすい印象を受けました。
		様式 A-3	・弊社の様式 C1 にも共通して言えますが、輸入品の外国販売価格は調査ができません。仕入先に聞いても答えてくれない情報だと思います。 ・申請番号、区分、名称、型式、補装具製作業者向販売価格(申請価格)、メーカー名、部品番号、備考(部品名)、申請事業者名、製造品・輸入品の別、これらすべてにおいて枠が小さいため、文字数が多いと縦長になってしまいます。	
	様式 A-4		・入力フォームでそのまま記入すると、出力ページでスペースが不足したり、読みにくくなつたりするため、入力フォームで注意が必要です。特に、備考(部品名)の欄は小さく、3行になると枠の調整が必要となります。	・共通項目のみ入力フォームを使用し、他の内容は出力フォームに直接記入できる方が、入力しながら体裁を整えられるため、間違い防止に繋がると共に、効率的であると思います。

項目		感想 (+)	感想 (-)	その他要望
2 ブック2	【入力用】入力用フォーム	様式 A-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力フォームの記入スペースと、出力用スペースの大きさが異なるため、記入可能文字数が異なる場合は、出力用スペースの調整等が必要になり、セルの幅が異なる場合は出力をイメージしての記入になり注意が必要です。</li> <li>また、工学試験が3個以上ある場合の記載が分かりにくくです。</li> <li>・添付書類が複数選択可能なのは便利だが、実施施設が複数の場合には入力スペースが足りなくなってしまう。…名称等文字数が少ないものは入っても、住所のような文字数が多いものは入らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ容量のデータが記入できる、もしくは共通項目のみ入力フォームを使用し、他の内容は出力フォームに直接記入できる方が入力しながら体裁を整えられるため、作業効率が良いと感じます。</li> </ul>
		様式 A-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A列に「フィールドテストの際、使用した完成用部品のメーカー名」とあったので、完成用部品に登録されていない補装具は記入しなくても良いと思ってしまったが、C列の説明には「使用した補装具名すべて」と記載されており見逃してしまった。</li> <li>・備考（部品名）の欄が小さく、3行になると枠の調整が必要となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A列に記載された方が見逃しが少ないと思います。</li> <li>・フィールドテスト使用部品の一覧表は、必要に応じて行数を増やせるとよい。</li> <li>・【その他試験条件】や【被験者情報内の日常使用している補装具の主な部品】では、例を示していただけると記載しやすいと思います。</li> </ul>
	【図入力用】入力用フォーム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォームに写真を貼り付けても出力用のシートに反映されない場合がありました。</li> <li>・写真を枠内に貼り付けた後、出力フォーム上でずれてしまうことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力フォームに直接記入できる方が簡便であると感じます。</li> </ul>
	その他（出力用等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 A-6 を記載すると自動的に様式 A-7（被験者リスト）が完成するのは作業量が減り、またミス防止にも繋がり、効率よく進めることができました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力フォームと出力フォームのタグが分かれているため、確認するためにタブを切り替える必要がありわかりにくい。</li> <li>出力用フォームの文字が途切れる箇所があり修正する必要があった</li> <li>・出力フォームに直接記入できる方が簡便です。</li> </ul>
3 ブック3	【入力用】入力用フォーム	様式 C-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出締切日が近づいて、まとめて訂正文書が送られてきましたが、誤った語句や説明不足があり、気づかず申請書を作成していたら混乱を来たしたと思います。</li> <li>・様式 C-1 では「2. 既収載価格に占める費用・利益の割合」ですが、表の中では「申請価格に占める割合」の記載でした。最初、どちらの価格を基準とするのか迷いましたが、確認後、既収載価格を基本として割合を算出し、書類作成をしております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成用部品一覧表番号は、番号の間違いを防ぐため、是非エクセルファイルでいただきたいです。</li> <li>・その他、新規申請部品と同様、既収載品も一覧があつた方が見やすいのではないかと思います。</li> <li>・様式については語句の統一をよろしくお願い致します。</li> </ul>
	その他（出力用等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請番号、区分、名称、型式、メーカー名 部品番号、備考（部品名）等の枠が小さいため、文字数が多いと縦長になってしまいます。</li> </ul>	

項目	感想 (+)	感想 (-)	その他要望
4 記入例について	・記入例及び入力フォームの説明欄がある事で、入力をスムーズに進めています。	・説明の字が小さく見づらい	・様式 A-6 のその他試験条件の部分に例示がなかったため、あると参照しながら記載しやすいです。 ・重要な説明事項が見落とされない工夫があればと思います。
5 記入要領について		・4 ページの 4 行目から 18 行目にかけての記述が複雑 ・今回から入力用と出力用の様式ができたため、必然的にその部分の説明量が増えより煩雑に感じました。	・最初に全体像の図解などあると尚良いと思います ・もう少し簡潔な表現であると助かります。 ・今回から入力用と出力用の様式ができたため、必然的にその部分の説明量が増えより煩雑に感じました。また、項目によっては選択項目しか入力できないようになっているが、直接入力もできるようにしてほしいと思います。 ・平均価格や完成用部品一覧表番号のような数字の資料は、間違いを防ぐため、エクセルファイルでいただきたいです。 既収載品に関して、何に対する輸入原価を記載するのか、明確に記載いただきたいです。
6 添付資料（会社資料、インボイスなど輸入関係資料など）について	・価格証書類について、これまで輸入時の送料や保険なども書類を添付しておりましたが、今回の説明会にてインボイスのみでよいことが確認できましたので、準備をスムーズに進めることができました。		・問題ないとは思いますが、企業機密の書類なので、保管に十分注意をしていただければ幸いです
7 電子媒体への保存方法、ファイル名変更等について	弊社のやり方で合っていたのか不安は残りますが、特に問題はありません。		
8 ホームページからのダウンロードについて	・リンクからダウンロードできるので便利でした・担当者ごとでダウンロードができ効率が良い・便利です。		
9 説明会について	・個別のご相談にも乗っていただき、大変助かりました。 ・説明会を開催いただき、誠にありがとうございました。説明会がなかったら、スムーズに作業を進めることが出来ませんでした。 ・今回様式が大きく変わることで説明会にて詳しく聞かせていただき、よく理解できました。		・東京だけではなく、大阪などでも開いて頂けると有難い。 ・またその場で質疑・確認もできるため、毎年続けてもらいたい ・フィールドテスト期間等を考えると、申請締め切りの4～5カ月前に開催を希望します ・参加できなかった場合には、作業にかなり支障があるので、予想されるので、今後は複数回の開催を希望します。

項目	感想 (+)	感想 (-)	その他要望								
10 参考資料について											
11 問い合わせ対応について (youbou@rehab.go.jp)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答いただきまでに時間がかかった案件もありましたが、非常に分かりやすくかつ丁寧にご回答いただき助かりました。</li> <li>・随時のお問い合わせについて対応していただき、助かりました。特にありません。</li> <li>・お忙しい中、いつもご対応ありがとうございます。迅速に質問に回答をいただきました。ありがとうございました。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の際、電話での窓口もあると助かります</li> </ul>								
12 その他（全般的な内容や項目が不明な内容は、全てこちらにご記入ください。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクセルのセルがリンクされているので、従来よりも大幅に入力の手間が省け大変良かったと思います。</li> <li>・様式の変更に最初は戸惑ったが、慣れてしまえば、従来と比べ繰り返し入力の手間が削減される等、入力が楽に感じた。</li> <li>・エクセルに変更になったことで、同じ内容（事業所名、代表者名など）を複数書類へ記載する必要がなくなり、時間と手間が大幅に減少しました。また記載ミスなどのケアレスミスも防ぐことができたと思います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工学的試験については費用負担が大きく可能な限り共通の結果を用いられるようになると助かります。</li> <li>・提出期限が9月30日だったのに対し、9月25日に価格根拠の記入に関する補足・訂正があった。もっと早く連絡が欲しかった。</li> <li>・ブック1様式A-2とブック2との連携が可能になれば更に助かる。</li> <li>・厚労省に登録されている部品情報が正しいかを確認するために、毎年業者別部品一覧リストを頂けると確認作業が行えます。</li> <li>・既収載品に関して 公示価格に対する輸入原価が50%以下で理由書きが必要であるとする場合は、新規申請部品と条件が大きく異なるので、明確な理由を教えていただけたいです。</li> <li>既収載品の書類提出が、何故輸入品のみに限られているのか、ご教授いただきたい。</li> <li>・ミドルスペックのPCでも登録ができるようにパフォーマンスの再検討を行っていただきたく思います。</li> <li>Excel2007を用いて入力を行いました。セルの再計算に、時間がかかりCore2の2.4Ghzレベルのパソコンでは、作業できませんでした。Corei7の3.2Ghzでは問題なく入力できました。</li> </ul>								
13 入力可能なExcelのバージョン(2003, 2007, 2010, 2013)を教えてください			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">2003</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2007</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2010</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2013</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table>	2003	8	2007	8	2010	8	2013	5
2003	8										
2007	8										
2010	8										
2013	5										

表4 事前審査者を対象としたアンケート結果

項目		課題・提案
1 ブ ック 1	目次 【入力用】入力用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更削除：備考変更の記入欄がなかった。</li> <li>・変更削除：殻構造、骨格構造、義手、義足に掲載されている場合、それぞれに1行に記入するように指示が必要であった。</li> </ul>
1 ブ ック 1	【入力用・出力用】様式A-2（申請部品一覧）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式A-2（申請部品一覧）は本当に必要か。</li> <li>・一覧のメーカー名について何を記入するか指示が必要（株式会社〇〇〇〇など書かれている）</li> <li>新規申請時のメーカー名について一覧に掲載するメーカー名と申請業者名の使い分けを指示する 例（メーカー名：国リハ　申請業者名：国リハ技研 株式会社）</li> <li>・当てはまる区分・名称・型式がない場合、各申請メーカーで適当と思われる区分・名称・型式を手入力してもらうようにしているが、プルダウンメニューから選択したものか手入力したものかが区別できていない。</li> </ul>
1 ブ ック 1	【入力用・出力用】様式B-2（変更申請一覧）	
1 ブ ック 1	その他（出力用等）	
2 ブ ック 2	【入力用】入力用フォーム	
2 ブ ック 2	【入力用】入力用フォーム	
2 ブ ック 2	【図入力用】入力用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要の記入欄内容が充実していないメーカーが多い。部品概要がどの様に使われるのかメーカーにイメージしてもらう必要がある。</li> <li>・部品概要については、今回はセット内容を記載していたメーカーもあり、個々の部品についての情報を記載してもらうように記載内容の詳細を指定する必要があるのではないか。</li> <li>・補装具評価検討会で使う一覧と同じ出力ができるようにして、補装具評価検討会の資料のイメージで、メーカーのアピールポイントを記載してもらうようにできないか。文字数も限定した上で、部品概要の説明を工夫してもらいたいようにできないだろうか。</li> </ul>
2 ブ ック 2	【図入力用】入力用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CEマーク取得時の試験実施の有無について、実際に規格に基づいて試験をしているのに、「わからない」との記載が目立った。記入要領に追加説明の必要あり。</li> </ul>
2 ブ ック 2	【図入力用】入力用フォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数品番があり、サイズ違いで評価している場合、何を使って評価してどの部品をサイズ違いと判断して申請しているのか、明確にする必要がある。</li> <li>・フィールドテスト評価の記載で、どの部品が実際に使われた部品か分かりにくい。</li> <li>・フィールドテスト評価の記載で、サイズ違いとして評価したものがどの部品であるか分かりにくい。</li> <li>・新しい機能を有する部品が出てきたときのフィールドテスト評価について、新しい機能を使った形でのフィールドテスト評価をしてもらえるよう、付加価値の部分を評価するものにしていく必要がある。</li> <li>（重労働用であれば、体重の重い方に使用してもらう、防水タイプであれば、実際に水につけて使うなど）</li> </ul>
2 ブ ック 2	その他（出力用等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【出力用】様式A-4 備考など、文字数が多いと全部表示できていない。</li> </ul>

項目		課題・提案
3 ブ シ ク 3	【入力用】 様式 C-1 その他（出力用等）	
4 記入例について		
5 記入要領について		
6 添付資料		
7 電子媒体への保存方法、ファイル名変更等について		
8 ホームページからのダウンロードについて		
9 説明会について		
10 参考資料について		
11 問い合わせ対応について		
12 その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成用部品の申請には、一覧の中で部品重複しないように申請するよう指示が必要（修理対応部品の申請をしない等）。</li> <li>・事前審査用の集計シートに、【入力用】で、チェックボックスで入力されたデータが反映されず、0で表示されていた。</li> </ul>
13 入力可能な Excel のバージョン(2003, 2007, 2010, 2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・EXCEL のバージョンを混ぜて使用すると、パソコンが安定して動かなくなる。</li> <li>・EXCEL2003 では列が 256 までと制限されているため、データ整理のために行列の変換をするとデータが消えてしまう。</li> </ul>